

筑後川温泉
国民保養温泉地計画書

平成 28 年 6 月
環 境 省

目 次

1. 温泉地の概要	1
2. 計画の基本方針	1
3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策	1
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等	4
5. 温泉資源の保護に関する取組方針	5
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策	6
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策	8
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画	10
9. 災害防止対策に係る計画及び措置	11

添付

1. 国民保養温泉地区域図
2. 国民保養温泉地位置図

1. 温泉地の概要

本温泉地計画の地域は、うきは市浮羽町の筑後川温泉の周辺を含めた別添図面に表示する地域として、その面積は175.00ha（図上測定）である。

筑後川温泉は、九州最大の一級河川筑後川に面した温泉地で、川の本流と大石分水路に挟まれた中州にある。温泉周辺は、アユ釣り、花火大会、パークゴルフ、散策などの憩いの場として利用されている雄大な河川空間と、大石堰、大石長野水道などの歴史的構造物に囲まれている。ここは、もともと桑畑であったところを、昭和30年代に温泉が開発され、昭和43年には国民保養温泉地の指定を受け、現在は6軒が旅館業を営んでいる。

2. 計画の基本方針

本計画は、浮羽町の北側の境界沿いに、悠々と流れる筑後川の中流域のほとりに湧き出る筑後川温泉の周辺環境整備の指針づくりを行ったものである。筑後川温泉は、昭和30年、掘削により湧出した比較的新しい温泉（アルカリ性単純温泉）であり、耶馬日田英彦山国定公園を一部含む豊かな自然環境の中にある。昭和43年に国民保養温泉地域に指定され保養や行楽に利用されている。本計画策定に当たっては、本温泉地が持っている天然資源と河川景観も含めた道路・公園・遊歩道・地域のシンボルとなる施設等の整備を行うことにより、筑後川温泉一帯のイメージアップと活性化を図り、地域にふさわしい、文化的で魅力的な環境の創出をめざす。

3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

① 自然環境の概要

うきは市は、北は朝倉山地及び脊振山地、南は耳納山地によって画された筑紫平野の東端に位置する。北側の筑後川から南側の耳納連山にかけ標高が高くなり、平野部は沖積平野で市北西部の標高約25mから耳納連山北麓の傾斜地を経て、南東部の山頂では約800mと大きな高低差がある。平野部は肥沃な田畑としての農地が広がり、傾斜地には果樹地帯が形成され、山間部は棚田などを含む森林となっている。



耳納連山

本市の最北端に位置する筑後川温泉は、熊本、大分、福岡及び佐賀の4県を貫流し、有明海に注ぐ、全長143kmの九州最大の一級河川筑後川に面した温泉地である。温泉は、筑後川の本流と大石分水路（洪水の流れを良くするため、新しく作られたバイパスの役割を果たす川で、昭和28年の大洪水による未曾有の被害にかんがみ、昭和32年に着手し昭和42年に完成した。地元では大石放水路と呼ばれ、日常はウォーキングコース、パークゴルフ場、ラグビー場、採草地等として、地域住民に活用されている。）に挟まれた中州にある。温泉周辺は、瀬、淵、河原及び中州が連続して形成され、変化に富んだ河川環境を呈している。河床は砂や礫等からなり、瀬で産卵するアユ、緩流域を好むウグイ等の魚類が生息している。陸域では、礫河原で繁殖するコアジサシ、ツバメチドリなどの鳥類が生息している。

② まちなみの概要

筑後川温泉は、筑後川の本流と大石分水路に挟まれた中州にあり、もともと桑畑であったところに、昭和30年代に開かれた。温泉街の中心に市道が東西に通り、その北側に筑後川に沿ってホテルや旅館が立ち並んでおり、その南側に、筑後川温泉病院のほか、住宅や農地が点在している。周辺は、筑後川、大石放水路と雄大な河川空間が広がり、また、耳納連山も眺望できる良好な景観となっている。



③ 歴史の概要

約350年前の江戸時代は、北に筑後川がありながら、平野部より低い位置を流れており、直接利用することはできず、平野の大部分は藪や林におおわれていた。しかし、1664年に完成した大石長野水道と袋野堰渠（袋野用水）の灌漑用水によって、現在見られる広大な田畑を形成することになった。筑後川温泉周辺には大石堰、大石長野水道、袋野水道など、筑後平野の農業を支えてきた多くの歴史的構造物が現在も残されており、市内外からも小学生が社会科見学に頻繁に訪れている。



大石堰

④ 風土の概要

筑後川温泉周辺の大石堰をはじめ、大石長野水道、角間天秤、袋野用水等は、本市の歴史を知る上で重要な景観であり、今もなお地域の生活・生業に密着したものである。水の流れは人々の心を落ち着けるものであり、また、これらの構造物は単に歴史上の農業的財産というだけでなく、現在も暮らしを支える基盤である。また、筑後川の水は、福岡都市圏をはじめとして、流域内外の住民の生活に利用されており、本市のみならず九州北部にとって重要な役割をはたしている。現在は社会の進展とともに川と人との関わりが希薄になってきているが、うきは市では、市民憲章にも込められている（うきは市民憲章：恵みの山河に感謝し、美しい自然を守り育てます）とおおり、偉業を成した先人と郷土に対する愛着と誇りを受け継いでいる。

⑤ 文化の概要

筑後川温泉周辺は、筑後川の春の菜の花、初夏のアユ釣り、夏の花火大会等の風物詩・季節行事や、パークゴルフ、ラグビー、散策道等のスポーツ・レクリエーションなどの憩いの空間として利用されている。また、大石堰、大石・長野水道は、子どもたちの歴史学習、環境学習及び自然体験活動の場としても活用されている。



パークゴルフ場



ラグビー場



花火大会

(2) 取組の現状

① 自然環境の取組の現状

筑後川温泉周辺は、耶馬日田英彦山国定公園や筑後川県立自然公園の普通地域に指定され、自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）及び福岡県立自然公園条例（昭和38年3月23日条例第25号）に基づき温泉地内の自然環境が保たれている。

② まちなみの取組の現状

うきは市は、筑後川周辺の景観や幹線道路等の沿道景観についても連携した景観形成を図るため、福岡県をはじめ関連市町、国土交通省、NPO等の各種団体と「筑後川流域景観テーマ協定」を平成21年に締結した。また、平成23年には景観法（平成16年6月18日法律第110号）に基づき、総合的な景観のマスタープランとなる「うきは市景観計画」を策定した。景観計画区域は市全域とし、本市の地域特性を活かした景観形成を推進している。特に筑後川温泉については、色彩、意匠、規模の不調和を生まないこととした。さらに、平成23年にうきは市景観条例（平成23年10月3日条例第23号）が制定され、同条例により建築物の意匠・色彩等の基準が設けられ、筑後川温泉においても、同様の措置が講じられている。また、うきは市には都市計画区域はないが、平野部を中心に準都市計画区域として「うきは準都市計画区域」が都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に基づき指定されている。準都市計画区域については、3000㎡以上の開発行為については同法に基づき福岡県の許可を受けなければならないが、また、建築基準法（第6条）により、建築物を建築しようとする場合には建築主事の確認が必要になるとともに、建築基準法の集団規定が適用される。上記法令による一定規模以上の建築物や工作物、開発行為の規制により、自然豊かな景観が保護され、温泉情緒溢れる街並みの保護がされている。

③ 歴史の取組の現状

筑後川温泉周辺には大石堰、大石長野水道、袋野水道など、本市だけではなく筑後平野の農業を支えてきた多くの歴史的構造物が現在も残されており、案内看板の設置やパンフレット、郷土史のガイドなどにより、市内外から社会科見学に訪れる小学生等に説明を行っている。

④ 風土の取組の現状

筑後川温泉周辺の大石堰をはじめ、大石長野水道等は、今もなお地域の生活・生業に密着したものであり、これら水道等の維持のため毎年1月中旬に1週間かけて水路の浚渫や周辺の草刈り、また10月には水を止め水門の修理・点検を実施している。

⑤ 文化の取組の現状

筑後川温泉周辺は、筑後川の春の菜の花、初夏のアユ釣り、夏の花火大会等の風物詩・季節行事や、パークゴルフ、ラグビー、散策道等のスポーツ・レクリエーションなどの憩いの空間として利用されている。また、花火大会後の一斉清掃や温泉周辺の行政区では年2回「道路愛護」として周辺の清掃活動を行っており、また、大石堰、大石・長野水道は、子どもたちの歴史学習、環境学習及び自然体験活動の場としても活用されている。

(3) 今後の取組方策

筑後川温泉において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等を図るため、福岡県、うきは市、筑後川温泉組合等の関係機関等と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、温泉地北側を流れる筑後川河川の持つ多様な機能を発揮させ、さらに河川と河川周辺の自然・歴史・文化資源等の有機的なネットワークを構築するため、川・人・まちをつなぐ水辺の拠点として、筑後川ふれあいスポット「川標（かわしるべ（仮称）」を自治体等と連携して整備します。整備にあたっては、「筑後川中流域未来空間形成基本構想（平成17年3月：筑後川中流域未来空間形成計画検討協議会）」や「筑後川下流域未来空間形成基本構想」（筑後川下流域未来空間形成計画検討協議会）、河川舟運の再生に向けた計画（久留米市等）と連携を図ります。具体的には、親水護岸、散策路、せせらぎ水路、緩傾斜坂路及び案内標識等を整備し、学び、憩い、癒し及び集い等の場を創出します。また、自治体等が駐車場、木陰、トイレ及び休憩所等を整備することで、より魅力ある空間づくりが可能となり、道路、散策路、サイクリングロード及び河川舟運等により「川標」相互の連結を図ります。市街地の川沿いではオープンカフェなど市民の憩いの場として社会実験を行うことも可能です。これらは、景観条例に準じた建築物の意匠・色彩に統一し、今までの雰囲気を残した上での施設改修、地域住民による空き店舗の再活用などの温泉情緒溢れるまちづくりを予定しています。

4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(1) 医師又は人材の配置の状況

筑後川温泉では、医学的立場から医師及び同医師との連携のもと入浴方法等の指導を行っている。

① 医師

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
宮本 哲哉	循環器内科	勤務する筑後川温泉病院において、リハビリ治療の一環として温泉治療を実施している。	H18～

② 人材

資格	人数	医師との連携を含めた活動内容	配置年度
作業療法士	9人	筑後川温泉病院において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう指導。指導にあたっては、必要に応じ、筑後川温泉病院の宮本医師（循環器内科）やリハビリ部の理学療法士などの助言を受ける。	H18～

(2) 配置計画又は育成方針等

筑後川温泉では、(1)の医師及び人材の配置を継続しつつ、温泉利用及び温泉を利用した健康増進等の相談に関して医師が対応できる体制の構築に努める。

また、施設において健康増進及び疲労回復等のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるように、温泉入浴指導員の育成に努める。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

筑後川温泉は、その主な泉質はアルカリ性単純温泉であり、現在6つの源泉が浴用に利用されている。

源泉	温度(℃)	湧出量 (l/min)	泉 質	湧出状 況	所有者	利用施設
清乃屋	42.1	275	アルカリ性 単純温泉	動力揚 湯	民間	旅館1施設 、飲泉口1施 設
シルクの 湯	44.6	280	アルカリ性 単純温泉	動力揚 湯	民間	旅館1施設
つるきの 湯	42.8	420	アルカリ性 単純温泉	動力揚 湯	民間	旅館1施設
紅葉の湯	32	18	アルカリ性 単純温泉	動力揚 湯	民間	ホテル1施 設
虹の湯	42.8	470	アルカリ性 単純温泉	動力揚 湯	民間	ホテル1施 設
文新の湯	45.5	380	アルカリ性 単純温泉	動力揚 湯	民間	ホテル1施 設、飲泉口 1施設

(2) 取組の現状

筑後川温泉における各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源泉	取 組	実施主体	実施年 度
清乃屋	温度、湧出量、水位の現地現測を年1回実施	利用施設管理者	H19～
シルクの 湯	温度、湧出量、水位の現地現測を年1回実施	利用施設管理者	H19～
つるきの 湯	温度、湧出量、水位の現地現測を年2回実施	利用施設管理者	H20～
紅葉の湯	温度、湧出量、水位の現地現測を実施	利用施設管理者	H20～
虹の湯	温度、湧出量、水位の現地観測を毎月実施	利用施設管理者	H20～
文新の湯	年に1回の水質検査。温度は毎日。	利用施設管理者	H23～

(3) 今後の取組方策

筑後川温泉において、温泉資源の保護を一層推進するため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

源泉	取 組	実施主体	実施予定年 度
シルクの 湯	温度、湧出量、水位を年2回観測する。	利用施設管理者	H27～
紅葉の湯	温度、湧出量、水位の現地現測を年1回実施	利用施設管理者	H27～

虹の湯	温度、湧出量、水位の現地観測を毎日実施	利用施設管理者	H27～
-----	---------------------	---------	------

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

筑後川温泉において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

① 浴用利用

温泉地	源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
筑後川温泉	6	引湯管	14

② 飲用利用

温泉地	源泉数	飲用利用施設までの設備	飲用利用施設数
筑後川温泉	2	引湯管	2

(2) 取組の現状

筑後川温泉において温泉の利用に当たって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

清乃屋

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	水質検査を年1回実施。	源泉所有者
引湯管	自主的	バルブ等の点検を不定期に実施。	設備所有者
浴槽	条例等	毎日全て換水してます。浴槽内は次亜塩素酸ナトリウムにて消毒しています。	設備所有者
飲泉施設	自主的	水質検査を年1回実施。	設備所有者
設備周辺	自主的	清掃を毎日実施。	設備所有者

シルクの湯

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	源泉について浅層地下水が混入しないよう遮水対策を施工。一般細菌、大腸菌群等の検査を年1回実施。	源泉所有者
引湯管	自主的	源泉の引湯管についてバルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	設備所有者
浴槽	条例等	全ての浴槽について、十分な補給、清掃、清浄を保持、換水を毎日、水質検査を年1回実施。塩素による清掃を毎日行っている。	設備所有者
設備周辺	自主的	全ての設備周辺において掃除を毎日実施。	設備所有者

つるきの湯

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	水質検査を年1回実施。	源泉所有者
浴槽	条例等	すべての浴槽について水質検査を1年に1回実施。浴槽水の排出後、清掃を1週間に1回実施	設備所有者
引湯管	自主的	源泉の引湯管についてバルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	設備所有者

紅葉の湯

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	水質検査を年1回実施	源泉所有者
引湯管	自主的	バルブ等を不定期に点検を実施	設備所有者
浴槽	条例等	毎日換水を実施。浴槽内は次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を実施	設備所有者
設備周辺	自主的	毎日清掃を実施	設備所有者

虹の湯

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	源泉は遮水対策施工。一般細菌、大腸菌群等検査1年1回実施	源泉所有者
浴槽	条例等	浴槽水は水質検査1年1回実施。すべて浴槽について浴槽水排出後、清掃を毎日実施	設備所有者
設備周辺	自主的	すべての設備周辺について清掃を毎日実施	設備所有者

文新の湯

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	一般細菌、大腸菌群等の検査年1回、メタンガス装備、	源泉所有者
引湯管	自主的	バルブ、ドレン等を不定期に実施	設備所有者
浴槽	自主的	全ての浴槽について十分な補給、清掃、洗浄を保持。換水を毎日、水質検査を年1回	設備所有者
飲泉施設	自主的	一般細菌、大腸菌群の検査1年に1回実施	設備所有者
設備周辺	自主的	全ての設備周辺において清掃を毎日実施	設備所有者

(3) 今後の取組方策

筑後川温泉において、さらに温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

シルクの湯

設備	区分	取組	実施主体
引湯管	自主的	年1回バルブ、ドレン等の点検を行う。	設備所有者

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

近年の筑後川温泉における温泉利用の状況は、以下のとおりである。

① 過去3年間の温泉の利用者数

(単位：人)

温泉地	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
筑後川温泉	宿泊	22,301	21,676	24,194
	日帰	17,532	17,816	21,274
合計		39,833	39,429	45,468

(単位：人)

② 最近1年間(平成25年度)の温泉の利用者数(以下は、複数の温泉地をまとめて指定の要望を行う場合の例)

(単位：人)

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数				
				4月	5月	6月	7月	8月
筑後川温泉	宿泊	6	732	1,772	1,943	1,555	1,747	1,873
	日帰	5		2,025	1,594	1,077	1,418	856
合計		11	732	3,797	3,537	2,632	3,156	2,729

利用者数							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2,031	2,345	2,831	2,055	1,902	1,831	2,309	24,194
1,351	1,718	1,994	1,896	2,431	2,254	2,660	21,274
3,382	4,063	4,825	3,951	4,333	4,085	4,969	45,468

(2) 取組の現状

筑後川温泉において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	取組	実施主体
筑後川温泉	フルーツ狩り、棚田、白壁の町並みなどの市内の観光資源への入込客を温泉地に誘致するため、パンフレット配布などの取組を行う	温泉旅館組合、うきは市観光協会、うきは市

	毎年7月28日に、筑後川温泉花火大会を開催し、夏の風物詩として多数の来場者を迎える	実行委員会
	市内外の主要道に、筑後川温泉の案内看板を設置	温泉旅館組合
	毎年秋開催の「うきは祭り」に出前足湯を実施	温泉旅館組合
	地域資源「筑後川温泉」を生かした地域貢献活動として、平成24年7月の九州北部豪雨災害から丸1年目に、被災地での出前足湯を実施	筑後川温泉がんばり隊(旅館後継者、地域若手)

(3) 今後の取組方策

福岡都市圏から車で1時間のアクセスにある筑後川温泉は、最寄りの大分自動車道杷木ICや、福岡(天神)から高速バスが着く杷木バス停とも間近という好立地を活かし、福岡都市圏からの誘客に一層力を入れる。さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、同温泉を象徴する筑後川の自然資源や大石堰、大石・長野水道などの文化資源の保全・活用に努めながら、ウォーキング、パークゴルフ、湯治などによる、健康の回復、増進といった健康づくりの場としての温泉地を目指し、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

温泉地	取組	実施主体
筑後川温泉	筑後川温泉周辺の河川空間を利用し、観光客に対して、“歩く楽しみ”を提供する	うきは市、温泉旅館組合
	<small>にしたかみ</small> 西高見の会と連携し、大石放水路のパークゴルフ場の利用を、温泉利用に結び付ける	温泉旅館組合、うきは市、
	浮羽ヤングラガーズと連携し、大石放水路ラグビー場への試合等の誘致を、温泉利用に結び付ける	温泉旅館組合、うきは市
	メインアリーナ、温水プール、トレーニングルーム等が整備された市立総合体育館(うきはアリーナ)と筑後川温泉の来訪者を、相互に結び付ける	温泉旅館組合、うきは市
	果物(柿、ぶどう、梨等)の生産地としてのうきは市の魅力や強みを活かし、地産地消やブランド化を推進する	温泉旅館組合、うきは市
	各宿泊施設が、食、おもてなし等において、個々の宿泊施設自体が魅力ある目的地となるよう個性化を追求していく	温泉旅館組合、うきは市



フルーツ狩り



白壁の町並み



うきはアリーナ

8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

筑後川温泉における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設
筑後川温泉	公有施設	道路（県道 52 号線（八女香春線）、市道温泉中通り線）、橋りょう（昭和橋、寿橋）、筑後川及び大石分水路沿いの遊歩道、公衆トイレ（2 か所）、市営うきはバス停留所
	私有施設	旅館（6 施設）、西鉄バス温泉停留所、筑後川温泉病院、筑後川温泉パークゴルフ場、ラグビー場

(2) 取組の現状

筑後川温泉において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
筑後川温泉	公有施設	道路	県道八女香春線の拡幅及び寿橋の架け替え工事を実施中。温泉地の散策コースとなるよう意匠に配慮する。	福岡県
		構築物	温泉街入口の案内看板を、目立つ場所に移設することを計画中	筑後川温泉旅館組合
	私有施設	建築物	廃業後放置され、景観を損ねていた旅館を解体	温泉事業者



寿橋



昭和橋

(3) 今後の取組方策

筑後川温泉において、さらに高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
筑後川温泉	公有施設	道路	温泉地内の市道温泉中通り線の一部において、歩道を整備	うきは市
		工作物	温泉街入口に新しい案内看板を設置	筑後川温泉旅館組合

	私有施設	公園	温泉利用者だけでなく周辺住民も利用できる公園。愛犬家のためのドッグラン併設。	温泉事業者
--	------	----	--	-------

9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

筑後川温泉は、一級河川筑後川が東から西に流れる河岸に立地し、梅雨期等の集中豪雨による増水で河川氾濫等の災害が心配されている。筑後川の洪水は6月から7月にかけての梅雨前線によるものが多く、過去の大規模な洪水はほとんどがこの梅雨期に発生している。特に、平成24年7月の九州北部豪雨では、一部の旅館が浸水する被害が生じており、水災への備えは常に懸案事項である。

(2) 計画及び措置の現状

筑後川温泉が立地する筑後川沿いにおいて、現在、5箇所が重要水防箇所（国土交通大臣管理区間）に指定されており、洪水等による災害の警戒、防御に関する事項に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

温泉地	計画又は措置	計画又は措置の概要
筑後川温泉	筑後川水系 河川整備計画	河川法に基づき、国土交通省九州地方整備局が作成する計画であり、堤防整備等の洪水対策に関する事項を策定
	水防計画	水防法に基づき、うきは市が策定する計画であり、洪水による災害の警戒、防御に関する事項を策定
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、うきは市防災会議が作成する計画であり、災害に関する予報又は警報の発令及び情報の収集及び伝達・避難・消火・水防・救難・その他の災害応急対策等に関する事項を策定

(参考)平成25年度 うきは市水防計画書 資料8 重要水防箇所(国土交通大臣管理区間)(抜粋)

番号	河川名	左岸右岸 の別	地先名	位置	延長 m	備考	水防 工法	被災予 想区域	担当 分団
13	筑後川	左岸	浮羽町 古川	58 k 625～ 59 k 100	514	堤防高不足 堤防断面不足	積み 土のう	温泉街	9
14	〃	〃	〃	59 k 100～ 59 k 125	25	〃	〃	温泉街	〃
65	大石 分水路	〃	〃	0 k 200 ～0 k 450	359	〃	〃	古川町	〃
66	〃	〃	〃	0 k 450 ～0 k 550	116	〃	〃	〃	〃
67	〃	〃	〃	0 k 550 ～0 k 575	29	〃	〃	〃	〃

(3) 今後の取組方策

筑後川温泉において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上、(2)の計画及び措置に基づく取組を継続して行う。